

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年11月25日
【会社名】	C H I グループ株式会社
【英訳名】	CHI Group Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 石井 昭 代表取締役副会長 西村 達也 代表取締役社長 小城 武彦
【本店の所在の場所】	東京都新宿区市谷左内町31番地 2
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	丸善株式会社 常務取締役管理本部長 松尾 英介 株式会社図書館流通センター 取締役経営管理室長 森 孝司
【最寄りの連絡場所】	丸善株式会社 東京都中央区日本橋 3 丁目 9 番 2 号 株式会社図書館流通センター 東京都文京区大塚 3 丁目 4 番 7 号
【電話番号】	丸善株式会社 03 - 3272 - 7011 株式会社図書館流通センター 03 - 3943 - 7011
【事務連絡者氏名】	丸善株式会社 常務取締役管理本部長 松尾 英介 株式会社図書館流通センター 取締役経営管理室長 森 孝司
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	27,403,984,435円 (注) 本届出書提出日現在において未確定であるため、丸善株式会社(以下「丸善」といいます。)においては第201期第 2 四半期会計期間末(平成21年 7 月31日)及び株式会社図書館流通センター(以下「TRC」といいます。)においては最近事業年度末(平成21年 3 月31日)現在における株主資本の額(簿価)を合算した金額を記載しております。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成21年11月9日に提出いたしました有価証券届出書の記載事項のうち、株式移転計画の承認に関する丸善及びT R Cの臨時株主総会並びに丸善の種類株主総会（普通株式の株主（以下「普通株主」といいます。）による種類株主総会、第1回A種優先株式の株主（以下「第1回A種優先株主」といいます。）による種類株主総会、第1回B種優先株式の株主（以下「第1回B種優先株主」といいます。）による種類株主総会、第1回C種優先株式の株主（以下「第1回C種優先株主」といいます。）による種類株主総会、第1回D種優先株式の株主（以下「第1回D種優先株主」といいます。）による種類株主総会）が平成21年11月25日に開催されたことに伴い、一部訂正すべき事項がありますので、これらに関する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

また、合わせて丸善及びT R Cの臨時株主総会並びに丸善の種類株主総会（普通株主による種類株主総会、第1回A種優先株主による種類株主総会、第1回B種優先株主による種類株主総会、第1回C種優先株主による種類株主総会、第1回D種優先株主による種類株主総会）議事録の写しを添付書類として追加いたします。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報

第1 組織再編成（公開買付け）の概要

1 組織再編成（公開買付け）の目的等

2 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編対象会社と提出会社の企業集団の関係

（1）提出会社の企業集団の概要

提出会社の企業集団の概要

3 組織再編成（公開買付け）に係る契約

1 株式移転計画の内容の概要

6 組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利

7 組織再編成に関する手続（公開買付けに関する手続）

第三部 企業情報

第1 企業の概況

2 沿革

（添付書類の追加）

- ・丸善の臨時株主総会の議事録（抄本）の写し
- ・丸善の種類株主総会（普通株主による種類株主総会、第1回A種優先株主による種類株主総会、第1回B種優先株主による種類株主総会、第1回C種優先株主による種類株主総会、第1回D種優先株主による種類株主総会）の議事録（抄本）の写し
- ・T R Cの臨時株主総会の議事録（抄本）の写し

3【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

(訂正前)

種 類	発 行 数	内 容
普通株式	60,128,687株 (注1, 2, 3)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式です。単元株式数は100株であります。 (注4)

(注) 1. 普通株式は、平成21年9月29日開催の丸善・T R C両社の取締役会の決議（株式移転計画の承認）、平成21年11月25日に開催（会社法第319条第1項の規定に基づき種類株主総会の開催が省略され、株主総会決議あったものとみなされる場合も含みます。以下同じです。）予定の丸善・T R C両社の臨時株主総会及び丸善の種類株主総会（普通株式の株主（以下「普通株主」といいます。）による種類株主総会、第1回A種優先株式の株主（以下「第1回A種優先株主」といいます。）による種類株主総会、第1回B種優先株式の株主（以下「第1回B種優先株主」といいます。）による種類株主総会、第1回C種優先株式の株主（以下「第1回C種優先株主」といいます。）による種類株主総会、第1回D種優先株式の株主（以下「第1回D種優先株主」といいます。）による種類株主総会）の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う株式移転（以下「本株式移転」といいます。）に伴い発行する予定です。

(以下略)

(訂正後)

種 類	発 行 数	内 容
普通株式	60,128,687株 (注1, 2, 3)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式です。単元株式数は100株であります。 (注4)

(注) 1. 普通株式は、平成21年9月29日開催の丸善・T R C両社の取締役会の決議（株式移転計画の承認）、平成21年11月25日に開催の丸善・T R C両社の臨時株主総会及び丸善の種類株主総会（普通株式の株主（以下「普通株主」といいます。）による種類株主総会、第1回A種優先株式の株主（以下「第1回A種優先株主」といいます。）による種類株主総会、第1回B種優先株式の株主（以下「第1回B種優先株主」といいます。）による種類株主総会、第1回C種優先株式の株主（以下「第1回C種優先株主」といいます。）による種類株主総会、第1回D種優先株式の株主（以下「第1回D種優先株主」といいます。）による種類株主総会）の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う株式移転（以下「本株式移転」といいます。）に伴い発行する予定です。

(以下略)

第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第1【組織再編成（公開買付け）の概要】

1【組織再編成（公開買付け）の目的等】

2．提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編対象会社と提出会社の企業集団の関係

(1) 提出会社の企業集団の概要

提出会社の企業集団の概要

(訂正前)

当社と丸善及びT R Cの状況は、以下のとおりです。

丸善とT R Cは、両社株主総会による承認を前提として、平成22年2月1日（予定）を期して、本株式移転により、株式移転完全親会社たる当社を設立することについて合意しております。

（以下略）

(訂正後)

当社と丸善及びT R Cの状況は、以下のとおりです。

丸善とT R Cは、平成22年2月1日（予定）を期して、本株式移転により、株式移転完全親会社たる当社を設立することについて合意しております。なお、平成21年11月25日開催の丸善・T R C両社の臨時株主総会及び丸善の種類株主総会（普通株主による種類株主総会、第1回A種優先株主による種類株主総会、第1回B種優先株主による種類株主総会、第1回C種優先株主による種類株主総会、第1回D種優先株主による種類株主総会）において、当該株式移転計画は承認されております。

（以下略）

3【組織再編成（公開買付け）に係る契約】

1．株式移転計画の内容の概要

(訂正前)

丸善及びT R Cは、両社の臨時株主総会及び丸善の各種類株主総会の承認を前提として、平成22年2月1日（予定）を期して、当社を株式移転完全親会社、丸善及びT R Cを株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことについて合意した丸善、T R C、D N P及びジュンク堂との間の平成21年9月29日付「経営統合に関する合意書」並びに丸善、T R C及びD N Pとの間の同日付「新会社の設立及び運営に関する契約書」に基づき、平成21年9月29日の両社取締役会において、株式移転計画を作成いたしました。

(訂正後)

丸善及びT R Cは、平成22年2月1日（予定）を期して、当社を株式移転完全親会社、丸善及びT R Cを株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことについて合意した丸善、T R C、D N P及びジュンク堂との間の平成21年9月29日付「経営統合に関する合意書」並びに丸善、T R C及びD N Pとの間の同日付「新会社の設立及び運営に関する契約書」に基づき、平成21年9月29日の両社取締役会において、株式移転計画を作成いたしました。なお、平成21年11月25日開催の丸善・T R C両社の臨時株主総会及び丸善の種類株主総会（普通株主による種類株主総会、第1回A種優先株主による種類株主総会、第1回B種優先株主による種類株主総会、第1回C種優先株主による種類株主総会、第1回D種優先株主による種類株主総会）において、当該株式移転計画は承認されております。

6【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

(訂正前)

買取請求権の行使の方法について

丸善（普通株主）

丸善の普通株主が、その有する丸善の普通株式につき、丸善に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成21年11月25日開催予定の臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を丸善に対し通知し、かつ、上記臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会において本株式移転に反対し、丸善がこれらの株主総会の決議の日（平成21年11月25日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

丸善（第1回A種優先株主、第1回B種優先株主、第1回C種優先株主及び第1回D種優先株主）

丸善の第1回A種優先株主、第1回B種優先株主、第1回C種優先株主及び第1回D種優先株主（以下「各種優先株主」といいます。）が、その有する丸善の各種優先株式につき、丸善に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、それぞれ平成21年11月25日開催予定の臨時株主総会及び各種優先株主による種類株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を丸善に対し通知し、かつ、それぞれ上記臨時株主総会及び各種優先株主による種類株主総会において本株式移転に反対し、丸善がこれらの株主総会の決議の日（平成21年11月25日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

T R C（普通株主）

T R Cの普通株主が、その有するT R Cの普通株式につき、T R Cに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成21年11月25日開催予定の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をT R Cに対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、T R Cが上記臨時株主総会の決議の日（平成21年11月25日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

丸善（臨時株主総会）

議決権の行使の方法としては、平成21年11月25日開催予定の臨時株主総会及び種類株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、丸善の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。但し、この場合、株主本人の議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面の提出が必要となります。）。また、郵送によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成21年11月24日午後5時30分までに議決権を行使することが必要となります。

（中略）

丸善（普通株主による種類株主総会）

議決権の行使の方法としては、平成21年11月25日開催予定の普通株主による種類株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、普通株主は、丸善の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。但し、この場合、普通株主本人の議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面の提出が必要となります。）。また、郵送によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成21年11月24日午後5時30分までに議決権を行使することが必要となります。

（中略）

丸善（各種優先株主による種類株主総会）

議決権の行使の方法としては、平成21年11月25日に各種優先株主による種類株主総会が開催される場合には、これらの株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、各種優先株主は、丸善の議決権を有する他の株主各1名を代理人として、その議決権を行使することができます。但し、この場合、代理権を証明する書面の提出が必要となります）。

なお、各種優先株主による種類株主総会については、各種優先株主の全員が、それぞれ議決権を行使することのできる種類株主総会の目的である事項について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、会社法第319条第1項の規定に基づき、開催されることなく、それぞれの決議があったものとみなされます。平成21年11月25日に各種優先株主による種類株主総会を開催しない場合には、同日付で各種優先株主から種類株主総会の目的である事項について書面又は電磁的記録により同意の意思表示を得ることにより、種類株主総会があったものとみなす予定です。

T R C

平成21年11月25日開催予定の臨時株主総会に係る議決権の行使の方法としては、当該臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、T R Cの議決権を行使することができる他の株主を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、代理権を証する書面をT R Cに提出しなければなりません。）。

（訂正後）

買取請求権の行使の方法について

丸善（普通株主）

丸善の普通株主が、その有する丸善の普通株式につき、丸善に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成21年11月25日開催の臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を丸善に対し通知し、かつ、上記臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会において本株式移転に反対し、丸善がこれらの株主総会の決議の日（平成21年11月25日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

丸善（第1回A種優先株主、第1回B種優先株主、第1回C種優先株主及び第1回D種優先株主）

丸善の第1回A種優先株主、第1回B種優先株主、第1回C種優先株主及び第1回D種優先株主（以下「各種優先株主」といいます。）が、その有する丸善の各種優先株式につき、丸善に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、それぞれ平成21年11月25日開催の臨時株主総会及び各種優先株主による種類株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を丸善に対し通知し、かつ、それぞれ上記臨時株主総会及び各種優先株主による種類株主総会において本株式移転に反対し、丸善がこれらの株主総会の決議の日（平成21年11月25日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

T R C（普通株主）

T R Cの普通株主が、その有するT R Cの普通株式につき、T R Cに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成21年11月25日開催の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をT R Cに対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、T R Cが上記臨時株主総会の決議の日（平成21年11月25日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

丸善（臨時株主総会）

議決権の行使の方法としては、平成21年11月25日開催の臨時株主総会及び種類株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、丸善の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。但し、この場合、株主本人の議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面の提出が必要となります。）。また、郵送によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成21年11月24日午後5時30分までに議決権を行使することが必要となります。

（中略）

丸善（普通株主による種類株主総会）

議決権の行使の方法としては、平成21年11月25日開催の普通株主による種類株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、普通株主は、丸善の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。但し、この場合、普通株主本人の議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面の提出が必要となります。）。また、郵送によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成21年11月24日午後5時30分までに議決権を行使することが必要となります。

（中略）

丸善（各種優先株主による種類株主総会）

議決権の行使の方法としては、平成21年11月25日に各種優先株主による種類株主総会が開催される場合には、これらの株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、各種優先株主は、丸善の議決権を有する他の株主各1名を代理人として、その議決権を行使することができます。但し、この場合、代理権を証明する書面の提出が必要となります。

なお、各種優先株主による種類株主総会については、各種優先株主の全員が、それぞれ議決権を行使することのできる種類株主総会の目的である事項について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、会社法第319条第1項の規定に基づき、開催されることなく、それぞれの決議があったものとみなされま
す。平成21年11月25日付で各種優先株主から種類株主総会の目的である事項について書面又は電磁的記録により同意の意思表示が得られましたので、種類株主総会があったものとみなされました。

T R C

平成21年11月25日開催の臨時株主総会に係る議決権の行使の方法としては、当該臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、T R Cの議決権を行使することができる他の株主を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、代理権を証する書面をT R Cに提出しなければなりません。）。

7【組織再編成に関する手続（公開買付けに関する手続）】

(訂正前)

1. 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、丸善においてはT R Cの、T R Cにおいては丸善の最終事業年度に係る計算書類等の内容、丸善においてはT R Cの、T R Cにおいては丸善の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象、並びに丸善においては丸善の、T R CにおいてはT R Cの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象を記載した書面を、丸善及びT R Cの本店に平成21年11月10日よりそれぞれ備え置く予定です。

(中略)

2. 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

平成20年12月15日	経営統合に関する基本合意書締結承認取締役会（T R C）
平成20年12月16日	経営統合に関する基本合意書締結承認取締役会（丸善）
	経営統合に関する基本合意書締結（丸善、T R C及びD N P）
平成21年3月24日	変更合意書締結承認取締役会（丸善及びT R C）
	変更合意書締結（丸善、T R C及びD N P）
平成21年9月29日	経営統合に関する合意書締結承認取締役会（丸善、T R C、D N P及びジュンク堂）
	新会社の設立及び運営に関する契約書締結承認取締役会（丸善、T R C及びD N P）
	株式移転計画承認取締役会（丸善及びT R C）
	経営統合に関する合意書締結（丸善、T R C、D N P及びジュンク堂）
	新会社の設立及び運営に関する契約書締結（丸善、T R C及びD N P）
	株式移転計画作成（丸善及びT R C）
平成21年9月30日	臨時株主総会及び種類株主総会基準日公告日（丸善）
平成21年10月14日	臨時株主総会及び種類株主総会基準日（丸善）
平成21年11月25日（予定）	株式移転計画承認臨時株主総会（丸善及びT R C）
	株式移転計画承認種類株主総会（丸善）
平成22年1月27日（予定）	東京証券取引所上場廃止日（丸善）
平成22年2月1日（予定）	当社設立登記日（本株式移転の効力発生日）
	当社株式上場日

(中略)

3. 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

丸善（普通株主）

丸善の普通株主が、その有する丸善の普通株式につき、丸善に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成21年11月25日開催予定の臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を丸善に対し通知し、かつ、上記臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会において本株式移転に反対し、丸善がこれらの株主総会の決議の日（平成21年11月25日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

丸善（第1回A種優先株主、第1回B種優先株主、第1回C種優先株主及び第1回D種優先株主）

丸善の各種優先株主が、その有する丸善の各種優先株式につき、丸善に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、それぞれ平成21年11月25日開催予定の臨時株主総会及び各種優先株主による種類株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を丸善に対し通知し、かつ、それぞれ上記臨時株主総会及び各種優先株主による種類株主総会において本株式移転に反対し、丸善がこれらの株主総会の決議の日（平成21年11月25日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

T R C（普通株主）

T R Cの普通株主が、その有するT R Cの普通株式につき、T R Cに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成21年11月25日開催予定の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をT R Cに対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、T R Cが上記臨時株主総会の決議の日（平成21年11月25日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

(訂正後)

1. 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法
- 本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定めとの相当性に関する事項、丸善においてはTRCの、TRCにおいては丸善の最終事業年度に係る計算書類等の内容、丸善においてはTRCの、TRCにおいては丸善の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象、並びに丸善においては丸善の、TRCにおいてはTRCの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象を記載した書面を、丸善及びTRCの本店に平成21年11月10日よりそれぞれ備え置いております。

(中略)

2. 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

平成20年12月15日	経営統合に関する基本合意書締結承認取締役会（TRC）
平成20年12月16日	経営統合に関する基本合意書締結承認取締役会（丸善）
	経営統合に関する基本合意書締結（丸善、TRC及びDNP）
平成21年3月24日	変更合意書締結承認取締役会（丸善及びTRC）
	変更合意書締結（丸善、TRC及びDNP）
平成21年9月29日	経営統合に関する合意書締結承認取締役会（丸善、TRC、DNP及びジュンク堂）
	新会社の設立及び運営に関する契約書締結承認取締役会（丸善、TRC及びDNP）
	株式移転計画承認取締役会（丸善及びTRC）
	経営統合に関する合意書締結（丸善、TRC、DNP及びジュンク堂）
	新会社の設立及び運営に関する契約書締結（丸善、TRC及びDNP）
	株式移転計画作成（丸善及びTRC）
平成21年9月30日	臨時株主総会及び種類株主総会基準日公告日（丸善）
平成21年10月14日	臨時株主総会及び種類株主総会基準日（丸善）
平成21年11月25日	株式移転計画承認臨時株主総会（丸善及びTRC）
	株式移転計画承認種類株主総会（丸善）
平成22年1月27日（予定）	東京証券取引所上場廃止日（丸善）
平成22年2月1日（予定）	当社設立登記日（本株式移転の効力発生日）
	当社株式上場日

(中略)

3. 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

丸善（普通株主）

丸善の普通株主が、その有する丸善の普通株式につき、丸善に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成21年11月25日開催の臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を丸善に対し通知し、かつ、上記臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会において本株式移転に反対し、丸善がこれらの株主総会の決議の日（平成21年11月25日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

丸善（第1回A種優先株主、第1回B種優先株主、第1回C種優先株主及び第1回D種優先株主）

丸善の各種優先株主が、その有する丸善の各種優先株式につき、丸善に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、それぞれ平成21年11月25日開催の臨時株主総会及び各種優先株主による種類株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を丸善に対し通知し、かつ、それぞれ上記臨時株主総会及び各種優先株主による種類株主総会において本株式移転に反対し、丸善がこれらの株主総会の決議の日（平成21年11月25日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

T R C（普通株主）

T R Cの普通株主が、その有するT R Cの普通株式につき、T R Cに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成21年11月25日開催の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をT R Cに対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、T R Cが上記臨時株主総会の決議の日（平成21年11月25日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

第三部【企業情報】

第1【企業の概況】

2【沿革】

（訂正前）

- 平成20年12月16日 丸善とT R Cは、株主総会の承認を前提として、株式移転により両社の完全親会社となる当社を設立し、経営統合することにつき、各取締役会において決議の上、基本合意いたしました。
- 平成21年9月29日 丸善とT R Cは、株主総会の承認を前提として、上記基本合意に基づき、各取締役会において決議の上、経営統合に関する合意書及び新会社の設立及び運営に関する契約書の締結並びに株式移転計画の作成を致しました。
- 平成21年11月25日 丸善の臨時株主総会及び各種類株主総会とT R Cの臨時株主総会において、両社が共同株式移転の方法により当社を設立し、両社がその完全子会社となることについて決議する予定です。
- 平成22年2月1日 丸善とT R Cが株式移転の方法により当社を設立する予定です。当社の普通株式を東京証券取引所に上場する予定です。

（以下略）

（訂正後）

- 平成20年12月16日 丸善とT R Cは、株主総会の承認を前提として、株式移転により両社の完全親会社となる当社を設立し、経営統合することにつき、各取締役会において決議の上、基本合意いたしました。
- 平成21年9月29日 丸善とT R Cは、株主総会の承認を前提として、上記基本合意に基づき、各取締役会において決議の上、経営統合に関する合意書及び新会社の設立及び運営に関する契約書の締結並びに株式移転計画の作成を致しました。
- 平成21年11月25日 丸善の臨時株主総会及び各種類株主総会とT R Cの臨時株主総会において、両社が共同株式移転の方法により当社を設立し、両社がその完全子会社となることについて決議いたしました。
- 平成22年2月1日 丸善とT R Cが株式移転の方法により当社を設立する予定です。当社の普通株式を東京証券取引所に上場する予定です。

（以下略）